

実務者のための

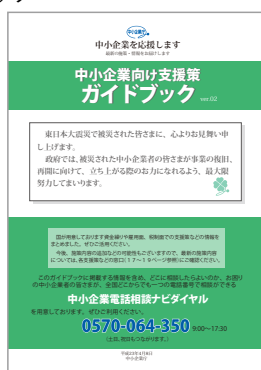
知財羅針盤

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや法制度など、知財の実務に関する情報を、プロシード国際特許商標事務所の鈴木康介弁理士が分かりやすく解説していきます。

※1 東日本大震災に関する手続相談窓口（特許庁）
TEL 03-3581-1101
受付時間：8時30分～18時15分
（土・日・祝日は除く）

※2 中小企業向け支援策ガイドブック



<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/download/Financing-v02.pdf>

※3 日本政策金融公庫
TEL 0120-154-505
受付時間：9～19時

※4 沖縄金融公庫
TEL 098-941-1795
受付時間：9～19時

※5 商工組合中央金庫
（危機対応業務）
TEL 0120-079-366
受付時間：9～19時

被災地における対応

平成23年3月11日、太平洋三陸沖を震源とする東日本大震災（マグニチュード9.0）が発生。東日本を中心に甚大な被害をもたらした。

【コメント】

被災された地域の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。今号では、平成23年4月20日時点における特許庁、中小企業庁、海外の知財関係省庁、弁理士会の対応策を整理しました。

1. 特許庁の対応

今回の震災は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特別措置に関する法律（平成8年法律第85号：特定非常災害特別措置法）2条1項に規定する特定非常災害に指定されました。

このため、同法3条3項の規定に基づく申し出を行うことにより、この震災によって影響を受けた手続期間の延長が認められます。

① 対象者（直接的な場合）

出願人または代理人が被災したことによって、所定の期間内に手続を行うことができなかった者

② 対象者（二次的な場合）

出願人または代理人が直接ではないも

の、地震に起因した予期せぬ理由によりその手続に関する業務が不能となったことによって、所定の期間内に手続を行うことができなかった者

③ 対象となる手続き

次頁の表を参照。これ以外の手続きは、特許庁に相談してください^{*1}。

2. 中小企業庁の対応

国が用意している資金繰りや雇用面、税制面での支援策等の情報を中小企業向け支援策ガイドブック^{*2}としてまとめています。

① 資金繰り

・ 既往債務の負担軽減

被災中小企業の既往債務（借入金）やリースの返済猶予等の条件変更柔軟に対応するように、金融機関やリース事業者等へ要請しています。

・ 融資

事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度である災害復旧貸し付けや、売り上げ減少等、業況が悪化している事業者に対するセーフティネット貸し付けを日本政策金融公庫^{*3}、沖縄金融公庫^{*4}、商工組合中央金庫^{*5}が行っています。

商工会・都道府県連合会または商工会議所は、マル経融資の提出書類の簡素化を行っています。

【特定非常災害特別措置法の適用対象となる主要な手続き（4/11時点）】

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法
明細書等の補正	17条1項、17条の2第1項、17条の3第1項	2条の2第1項	60条の3	68条の40第1項
訂正に係る明細書等の補正	17条の4			
新規性の喪失の例外の適用出願	30条	11条1項	4条	
新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出	30条4項	11条1項	4条3項	
外国語書面出願の翻訳文の提出	36条の2第2項			
国内優先権主張	41条1項	8条1項		
パリ条約に基づく優先権の証明書の提出	43条2項	11条1項	15条1項	13条1項
パリ条約の例に基づく優先権の証明書の提出	43条の2第3項	11条1項	15条1項	13条1項
分割出願	44条1項			
変更出願	46条1～3項	10条1項	13条	11～12条、65条
実用新案登録に基づく特許出願	46条の2第3項			
出願審査の請求	48条の3第1～2項			
特許権の存続期間の延長登録の出願	67条の2、施行令4条			
特許法第67条の2の2第1項に規定する書面の提出	67条の2の2第1項			
特許料等の納付	108条1～2項	32条2項	43条1～2項	41条1項、41条の2第1～2項、65条の8第1～2項
既納の特許料等の返還請求	111条2項	34条2項	45条	42条2項、65条の10第2項
特許権等の回復	112条の2	33条の2	44条の2	
拒絶査定不服審判の請求	121条1項	46条1項	44条1項	
訂正審判の請求	126条2項			
明細書等の訂正の請求	134条の2第1項			
訂正の請求の申立て	134条の3第1項			
確定審決に対する再審の請求	173条1項	45条	58条1項	61条1項
外国語でされた国際出願の翻訳文の提出	184条の4第1項	48条の4第1項		
国内書面の提出	184条の5第1項	48条の5第1項		
過誤納手数料の返還請求	195条12項	54条の2第3項、7項、11項	67条8項	76条8項
出願審査請求料の返還請求	195条10項			
特許料等の納付の猶予期間	施行令16条	施行令3条4項		
明細書等の訂正		14条の2第1項、6項		
審判請求の取り下げ		39条の2第3項		
補正却下決定不服審判の請求			47条1項	45条1項
補正却下決定後の新出願			17条の3	17条の2
商標権の存続期間の更新登録の申請				20条2項、21条1項
登録異議申立理由等の補正				43条の4第2項ただし書
防護標章登録の更新登録出願				65条の3
商標権の書換登録申請				附則3条3項
磁気ディスクへの記録の求め	特例法7条1項、同法施行規則31条	同左	同左	同左
残余の額の返還	特例法15条4項	同左	同左	同左

※6) 災害関係保証とセーフティーネット制度は同一枠。

※7) 最寄りの労働局やハローワークにご相談ください。

※8) 国税は最寄りの税務署に、地方税は各都道府県や市区町村にご相談ください。

※9) 最寄りの経済産業局にお問い合わせください。

※10) 最新情報は、特許庁の以下のサイトを参照してください。「東日本大震災の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置等について」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/touhokujishin_sochi.htm

※11) 日本弁理士会(特別相談窓口) TEL 03-3581-1211 (“特別相談”とお伝えください)
受付時間：10～12時、13～17時(土・日・祝日は除く)

※12) 詳細については以下のウェブサイトを参照してください。
・部分意匠の図面提出要件の見直しについて(案)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/isyou_wg_05paper/minaoshi.pdf

・画面デザインの登録要件の明確化について(案)

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/isyou_wg_05paper/meikakuka.pdf

・信用保証

信用保証協会では、一般保証の他に、事業所等の主な事業用資産が災害の被害を受けた直接被害者が、金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、信用保証協会が上記の一般保証と別枠で保証する災害関係保証や、売り上げ減少等、業況が悪化している事業者に対して、一般保証と別枠で保証するセーフティーネット制度を行っています^{※6}。

・小規模企業共済、倒産防止共済

中小基盤整備機構は、上記共催加入者に対して、低利な災害時貸し付け等を用意しています(TEL 050-5541-7171)。

② 雇用調整助成金、失業給付による支援の概要

震災に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

また、震災による直接的な被害を受けたことにより、休業を余儀なくされた方は、離職していなくても雇用保険の失業手当を受給できます^{※7}。

③ 税制面での支援の概要

被災等された方には、申告・納付等の期限の延長等が適用されます^{※8}。

災害により、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書等が期限内に提出できない方は、期限が延長されます^{※9}。

3. 海外の知財関係省庁の対応

日本国の特許庁は、過去3年間に日本からの出願が存在した合計90庁・機関

に対し、地震の影響で手続きや連絡ができなかった日本出願人および代理人に対する救済措置を依頼しており、4月20日の時点で合計39庁・機関が救済措置を公表しています^{※10}。

4. 弁理士会の対応

被災された方を対象とした無料相談窓口が設置されました^{※11}。例えば、地震や津波によって、知的財産に関する書類が消失したり、サーバが壊れて手続きや維持・管理が困難になったなど、お気軽にご相談ください。

意匠法の改正動向

平成23年3月24日に産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第5回意匠審査基準ワーキンググループが開催された。

【コメント】

1. 背景

ユーザーからの要望が強い部分意匠の図面提出要件の見直しと、画面デザインの登録要件の明確化について検討が行われました^{※12}。

2. 実務上の指針

部分意匠の図面提出見直しでは、意匠の特定に影響のない図面の省略を可能とする方向で議論が進んでいます。

また、画面デザインの登録要件の明確化では、意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化と変化する画像の一意匠の考え方の変更とが検討

されています。

画面デザインの登録要件の議論によっては、自社製品の知財保護の方法が変化する可能性がありますので、今後も注視する必要があります。

平成23年度の特許庁達成目標

経済産業大臣は、中央省庁等改革基本法の規定に基づき、特許庁が達成すべき目標を公表した^{※13}。

【コメント】

1. 背景

知的財産が迅速かつ的確に権利化される環境を整備するために、特許庁は今年度の組織目標として、20の指標を公表しました。

2. 実務上の指針

① 特許審査全般について

平成23年度は、特許出願の一次審査件数を36万件以上行うことなどにより、平成23年度末に一次審査が行われる平均の審査順番待ち期間を22カ月台とするそうです。

2009年度時点では、審査待ちの案件数が約71万件、出願件数が約35万件、審査請求数が約25万件でしたので、審査の順番待ちの問題も約5年で解消されることが予想されます。

審査の順番待ちの問題が解消されることによって、迅速な権利形成が可能になると考えられます。

② 商標出願について

商標登録出願の一次審査を19万8000区分以上行うことなどにより、平成23年度末に一次審査が行われる商標登録出願の平均の審査順番待ち期間を5カ月以内とすることを目指しているようです。

ただし、商標出願が公開されてから一次審査までの期間が過度に短くなってしまうと、第三者が情報提供を行うための機会を失ってしまう可能性があるため、審査順番待ち期間が過度に短くならないようにするそうです。

このため、他社の出願動向の調査の頻度を今まで以上に上げる必要があると考えられます。

③ 意匠出願の模倣品対策用早期審査について

所定の条件を満たしている意匠出願の場合、模倣品への対応を迅速に行えるように、早期審査の申し出から原則として全件1カ月以内に一次審査結果を通知するそうです。

これによって、模倣品に対して税関差し止めなど迅速な権利行使が可能になるものと考えられます。

※13) 平成23年度に特許庁が達成すべき目標について、その詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/23fy-mokuhyou/23fy-jissityou-mokuhyou.pdf



鈴木 康介 (弁理士)

プロシード国際特許商標事務所
日本弁理士会価値評価推進センター
副センター長
日本弁理士会関東支部幹事

〒173-6045

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60 45階

TEL : 03-5979-2168

kosuke.suzuki@japanipsystem.com

<http://twitter.com/japanipsystem>

www.facebook.com/China trademark